

3 月 NEWS

【1】 税制情報

所得税の確定申告の時期となりましたが、既に申告がお済みの方や、税理士に依頼されている方もいらっしゃると思います。

今回は法人税の役員給与の改定について記載したいと思います。

まず前提として、役員給与を法人税法上の損金とするためには、一定の要件が設けられています。この要件を満たさない場合には、役員給与を支出していても税法上の損金とならず、法人税の額を減少させることは出来ません。

これは、自由に役員給与の額を決定・支給できるとなると、所得の金額を会社が調整することが出来るためです。つまり、今期は利益が大きくなりすぎるから、役員給与を大きくして利益を小さくし、法人税の負担を小さくしよう、というようなことを防止するためにこのような規定が設けられています。

このように、法人税では利益調整を防止することが重視されており、一般の寄付金が一部損金に算入されないのも同様の理由によるものです。

このため、月額役員報酬(定期同額給与)は、原則として期首から3ヶ月以内にしか変更できません。

また、役員賞与(事前確定届出給与)については、株主総会の決議日から1ヶ月を経過する日または期首から4ヶ月を経過する日のいずれか早い日までに税務署に届出を出さなければなりませんし、かつ、届け出た支給日および支給額と異なる賞与は賞与として法人税法上の損金として取り扱われないこととなります。(法人税法施行令 69 条)

これからの利益を予測できない期首にどの程度の役員報酬を支給するかを決めるのは頭を悩ませる問題ではありますが、この時期に期首を迎える法人様も多いとは思いますが、十分に考慮して役員報酬の金額を決められるのが望ましいでしょう。

【2】3月の主な税務

3月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限	内容
3月11日	2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
3月15日	H30年分所得税の確定申告
	個人の青色申告の承認申請
	H30年分贈与税の申告
4月1日	個人事業者のH30年分の消費税の確定申告
	1月決算法人の確定申告
	1月、4月、7月、10月の決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人、個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	7月決算法人の中間申告
	消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の12月、1月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分）

【3】スタッフの一言

春の陽気とともに所得税の確定申告期限が近づき、税理士事務所にとっては忙しい時期がやってまいりました。忙しさに負けないよう、体調管理に気を付けつつ、皆様のご要望に応えられるよう日々精進していきたいと思っております。

担当：石渡